		I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.073 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの 0.074	I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.071 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの 0.072
		I_{12} ＝ 0.068 I_{13} ＝ 0.069 I_{14} ＝ 0.032 I_{15} ＝ 0.032 I_{16} ＝ 0.032 I_{17} ＝ 0.028	I_{12} ＝ 0.068 I_{13} ＝ 0.069 I_{14} ＝ 0.032 I_{15} ＝ 0.032 I_{16} ＝ 0.032 I_{17} ＝ 0.028
		J_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成11年度から平成14年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額	J_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成11年度から平成14年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額
			K_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの 0.007 イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの 0.007
		K_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.011 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの 0.006	K_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.011 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの 0.007
		K_{12} ＝ 0.006 K_{13} ＝ 0.010 K_{14} ＝ 0.005	K_{12} ＝ 0.006 K_{13} ＝ 0.010 K_{14} ＝ 0.005
		L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成11年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成11年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
		M_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.014	M_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの 0.014